

## 消費税の課税誤りに対する返金について（追加分）

### 1. 概要

出産入院時の差額ベッド料及び病衣代については、平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされたところですが、島根県立中央病院においては、令和2年7月31日まで誤って課税扱いとしていました。

このため、民法の時効の規定に基づき、平成12年8月（20年前）に遡り返金することとしました。

平成26年1月1日から令和2年7月31日の期間分については、既に対象者に通知文書を発送していますが、この度、平成12年8月1日から平成25年12月31日の期間分について対象者への発送の準備が整いましたので、報告します。

### 2. 返金対象者と進捗状況

(1) 令和3年3月8日発送分（対象期間：平成26年1月1日～令和2年7月31日）

返金の進捗状況（令和3年9月30日時点）

	人数（人）	返金額（円）	遅延損害金（円）
返金済	2,881	9,928,294	1,840,868
処理中	63	173,111	—
宛所不明	856	1,922,542	—
連絡なし	1,069	1,349,199	—
合計	4,869	13,373,146	—

(2) 今回発送分（対象期間：平成12年8月1日～平成25年12月31日）

#### ① 返金対象

(ア) 対象者数：14,952人

(イ) 要返金額：18,219,842円（遅延損害金を除く）

1人あたりの平均額：1,219円

〔 個室を利用された方1人あたりの平均額：2,779円  
病衣のみ利用された方1人あたりの平均額：49円 〕

#### ② 発送時期

対象者あてに返金に関する通知文書を10月4日から10月中を目途に順次発送

### 3. 経緯

時期	対応
令和2年 5月	課税誤りが判明
〃 6月～7月	国等の関係機関へ課税区分の取扱いを確認
〃 8月	差額ベッド料及び病衣代を非課税として規定改正
〃 9月 ～令和3年2月	平成26年1月1日から令和2年7月31日の期間分の対象者の抽出・返金額精査
令和3年 3月	上記期間分の発送
〃 3月～9月	平成12年8月1日から平成25年12月31日の期間分の対象者の抽出・返金額精査
〃 10月	上記期間分の発送

### 4. お問い合わせ先(返金担当)

転居等により返金に関する通知文書が届かない場合や、返金に関する手続についてご不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

島根県立中央病院事務局 経営課

Tel : 0853-30-6030 (受付時間 : 平日(土日祝日除く)9:00～17:00)

メール : chubyokeiei@pref.shimane.lg.jp